

○厚生労働省令第三百三十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(指定薬物) 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一〇五十六 (略) (削る) 五十七〇九十九 (略) (削る) 百〇三百七 (略) (削る) 三百八〇三百六十六 (略)	(指定薬物) 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一〇五十六 (略) 五十七 二(四)イソプロポキシベンジル―五―ニトロ―一― ―二―(ピロリジン―一―イル)エチル―ベンゾイミダゾール及びその塩類 五十八〇百 (略) 百一 二(四)エトキシベンジル―一―(エチルアミノ)エチル―五―ニトロベンゾイミダゾール及びその塩類 百二〇三百九 (略) 三百十 メチル二―一―(四)フルオロベンジル―一H―インダゾール―三―カルボキサミド―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類 三百十一〇三百六十九 (略)

附 則

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百五十八号）の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。